

## 鳥取県告示第135号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
日野郡江府町大字御机字細谷744の11・744の20から744の22まで（以上4筆国有林）、744の9、744の14、744の15
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため